



REIWA SALE
 総額 20万円!!
 割引キャンペーン

伊勢 HEART-LAND 貸別荘村 200棟を目指す!!

REIWA リゾート・グループ

「相続手続」
 「買取り処分」
 承ります!!

(株)ハート相続不動産・処分センター (資本金2億3000万円)
 は、皆様が抱える不動産に関連した色々な問題を解決する会社です。

「買取り処分」とは

リゾート物件をご所有され有効活用されている方は多いと思います。しかし、その一方で、10年～40年前に子供達の為に別荘を建築したり、投資(利殖)を目的として別荘地を購入したが、今となっては売却出来ず、子供達からも「要らない」と言われてしまっているのが困っている。など、さまざまな問題を抱えて、お困りの方々も多くいらっしゃるのも現実です。当社では、市場で売却困難な「土地」「別荘」などを、未払い管理費なども当社が責任を持って支払うために、有償ではございますが、「買取り処分(当社に所有者の移転登記)」をさせて頂いております。



子供達が喜ぶ! 物件に買い替える。

本送付物の所有者様の宛名・住所は、法務局の登記簿記載情報をもとにご案内させて頂いております。

よくある質問(Q&A) / 「買取り」専門業者の弊社ならではの処分提案例

REIWAリゾートGroup
 顧問税理士が担当します。

**無料相談会を
 定期的開催中!**

税理士法人
 ミライトパートナーズ
 伊澤 武志(いざわたけし) [代表者]

東京と大阪にオフィスを構える
 民法・会社法のスペシャリスト。
 経理・会計対策はもちろん、
 相続問題でも、ともに歩む「
 パートナー」をモットーに活動中。

ご質問 Q.1
 せっかく購入したものだし、土地(別荘)は活用していないけど、置いておけば将来、子供や孫の代で使い道があるだろうから、大丈夫!

解答 A.1
 ご存知ですか? 今、空き地の不法投棄や管理不足による雑草の放置、不審者による粗末な後始末、不審火などによる火事が多く、大変問題になっております。将来、譲り受けたお子様たちはその問題や、管理会社より未払いの管理費請求を一生受け続ける事も含めて、引き継ぐことになります。

ご質問 Q.2
 昔から所有しているあの土地、別荘を建てていないから、早めに子供たちの資産として、譲り渡そう! 喜んでくれるだろう!!

生前贈与 = 終活

解答 A.2
 土地を譲り受けた側のお子様たちからのご相談も大変多くなってきております。親からもらった土地について、改めて調べてみたら草ボウボウでほとんど価値がなく、売却を希望しても売れない。かといって、別荘を建てる予定もない。そのうえ、土地を管理してもらっているため、自治会費や管理費などの請求・督促の連絡が来るので正直煩わしい、などのお声も多く届いています。放っておくと、お子様たちが法的な責任を追求される可能性も高くなりますので、注意が必要です。

ご質問 Q.3
 子供達への相続の問題を気にしていたが、考えていたら数十年経ってしまった。今更面倒だし、このまま放っておいても子供達がなんとかしてくれるだろう!

解答 A.3
 ご自身の判断で購入された土地(別荘)ですから、ご自身の責任として処分されることをおすすめします。なぜなら、名義変更や相続の手続きは慣れないと少し面倒ですが、変更せずにそのままにしていると、その後お子様たちが行わなければならない手続きが多くなり、費用もかさみ、さらに大変面倒になってしまうからです。

人気の「買取り」パンダくん

ご所有されている「あなたの宅地・別荘を買取ります!」

株式会社 ハート相続不動産・処分センター

□ 東京本社 東京都港区麻布十番1丁目5番10号 アトラスビル9F TEL:03-6897-9909
 ■ 伊勢支部 三重県南伊勢町木谷582-8 ハートランドロッジ TEL:0800-333-9909

建築のご相談は REIWAリゾートグループにお任せ!

<http://www.reiwaresort.jp>

お問合せ先: 0120-25-6666

問題解決!! お気軽にご相談ください!! < ご相談受付 10:00~17:00 [土日祭休] >

なかなか売却出来ない不動産をお持ちでお困りではありませんか？

「将来的に不安な相続問題」「頻繁に掛かってくる売却の勧誘電話の面倒」「利用していないのにかかる、固定資産税や管理費」などの色々な問題を私たちが全て解決致します。

売れない土地

別荘

築30年以上の老朽化したリゾート分譲マンション・会員権



買取り処分

処分費
20万円
割引券

(株)ハート相続不動産・処分センター

税理士
無料
相談券

期間限定キャンペーン実施中

もう土地や別荘なんて要らない！ 相続不動産の
処分なら弊社が買主として買取ります！

*買取条件は下記参照

あなたの所有地の買取り処分のメリットとは？

● 毎年の維持管理費(滞納管理費) / 相続問題 / 煩わしい勧誘電話などから解放する為に当社は、①ご相談内容の秘密厳守 ②より早いスピード取引 ③余計な出費(土地の測量費用 / リフォーム・解体費用 / 販売のための広告費用)が不必要です。

20万円割引キャンペーン▶

通常 ~~520,000円~~ を

ポッキリ

特別処分費用(今回限定) **32万円(税別)**

内訳 移転登記費用、現地調査費用、雑草除去撤去、諸税等

処分費用 370,000円

移転登記費用 70,000円

物件買取り諸経費用... 80,000円

合計 520,000円

今回限定・特別処分費用総額

特別限定値引き-200,000円

▶ ... **320,000円**

買取り処分金額は土地の場合1区画につき処分費用37万円(税別)と移転登記費用70,000円~など合計52~70万円が必要になりますが、**キャンペーン期間中に限定として特別価格とさせていただきます。<キャンペーン期間は、3月21日(土)まで>**に申込金50,000円を銀行振り込みして下さい。但し年間の維持管理費未払金がある場合は、**維持費(管理費・固定資産税)の3年分に限り、所有者様の自己負担が別途必要**です。物件により変動しますので、詳細はお問い合わせください。

- ① 権利証の紛失や住所変更などがある場合は、別途1万円~追加費用が必要となります。
- ② 別荘(建物付き)は、**改修(リフォーム)費用**もしくは**取り壊し費用**が加算されます。
不動産の所有権付リゾート会員権は築年数や管理組合規約により処分費用が異なります。
- ③ 水道受水権利金や温泉受湯権利金をお支払いされていない土地・別荘は、市場で売却困難(地目: 原野・山林)な物件については、土地の㎡数・立地が良いなどで買取評価は変わりません。

お取引方法は、「お問合せ」▶「お振込み」(三井住友銀行 六本木支店(店舗619)口座番号 普通 7354601)に銀行振込み[面談無]・お申し込み(内金のお振り込み・50,000円*)▶「コスモ司法書士事務所の担当(安田先生)によるご本人様確認」▶「移転登記申請書類の作成」▶「法務局への移転登記申請」▶「移転登記完了後の安心決済」 *お申込み時は50,000円の銀行振込みのみです。残金は処分対象不動産の所有権移転登記完了後となります。



別荘地や宅地でお困りでしたら (株)ハート相続不動産・処分センター

受付 10:00~17:00 土・日休日 お問い合わせ ☎ **0800-333-9909**

株式会社ハート相続不動産・処分センターでは、仲介・販売代理は一切行っておりませんので、市場価値が高いリゾート物件は、REIWAリゾート(株) 本社:三重県南伊勢町木谷582-8 ハートランドロジ1階 ☎ 0599-66-2100・担当 鈴木迄